

鳥取県告示第134号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守 町452	サンジュエリー	倉吉市福守町452	短期入所	平成24年2月 29日
〃	〃	みのりサングリーン	倉吉市和田東向山914－ 58	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ショートステイ敬仁 会館	倉吉市山根55－39	〃	〃